
*
* 令和 6 年度 第 3 回 高 梁 市 農 業 委 員 会 総 会 会 議 録 *
*

高 梁 市 農 業 委 員 会

令和6年度 第3回高梁市農業委員会総会会議録

1. 令和6年6月10日 午後 1時30分 招集
2. 令和6年6月10日 午後 1時28分 開会
3. 令和6年6月10日 午後 2時50分 閉会
4. 会議の場所 高梁市役所 3階大会議室
5. 出席、欠席、遅参又は中途退場した委員の氏名

議席 番号	農 業 委 員 氏 名	出欠等 の 別	議席 番号	農 業 委 員 氏 名	出欠等 の 別	地区 番号	推 進 委 員 氏 名	出欠等 の 別
1	清 水 健 治	出	1 1	中 曾 浩 徳	出	1	山 川 光 男	出
2	三 村 憲 市	〃	1 2	藤 本 久 也	〃	2	西 村 匡 弘	〃
3	福 武 政 夫	〃	1 3	惣 田 敏 郎	〃	3	小 見 山 力 信	〃
4	前 崎 輝 之	〃	1 4	田 平 太 郎	〃	4	河 原 里 美	〃
5	渡 邊 佳 明	〃	1 5	伊 達 千 鶴 子	〃	5	平 松 弘	〃
6	小 野 貫 治	〃	1 6	綱 島 謙 一	〃	6	山 元 憲 民	〃
7	小 物 博 子	〃	1 7	瀬 戸 川 伸 行	〃	7	野 村 幸 市	〃
8	小 野 昌 道	〃	1 8	土 岐 康 夫	〃			
9	佐 藤 俊 二	〃	1 9	小 西 雅 己	〃			
10	佐々木祥夫	〃						

6. 会議に出席した職員の職氏名

職名	氏名	職名	氏名	職名	氏名
事務局長	中藤宏和				
書記	藤代晋太郎				
主事	山内光貴				

7	本日の会議に付した議題とその結果				
	議案番号	件名		結果	
	第9号	農地法第3条の規定による許可申請について		8件	許可
	第10号	農地法第4条の規定による許可申請について		2件	許可
	第11号	農地法第5条の規定による許可申請について		3件	許可
	第12号	農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による 農用地利用集積計画の決定について		7件	決定
	第13号	農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による 農用地利用集積計画の決定について		1件	決定
	報告事項	農地法第18条第6項の規定による通知について			
8	署名委員				
			6番	小野貫治	
			7番	小物博子	
9	議事の内容				
	令和6年度 第3回高梁市農業委員会総会会議録				
	令和6年6月10日(月) 高梁市役所 3階大会議室				

議 長	<p>それでは、本日の出席委員は、農業委員19名、推進委員7名です。全員の委員が出席されていますので、会議は成立しております。只今から令和6年度第3回高梁市農業委員会総会を開会します。まず、本日の会議の議事録の署名委員の指名を行います。6番小野委員と7番小物委員を指名いたします。</p> <p>議案の審議に入ります前に、本日ご審議いただく案件は議案第9号から議案第12号でしたが、日程に配布しております議案第13号の「農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について」を追加し、本日の議題にしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。</p> <p>（「なし」と呼ぶ者あり。）</p>
議 長	<p>ご異議なしと認めます。よって、日程に議案第13号を追加し、議題とすることに決定しました。</p> <p>それでは、議事に入ります。「議案第9号 農地法第3条の規定による許可申請について」を議題といたします。13番について事務局から説明をお願いします。</p>
中藤局長	<p style="text-align: center;">－ 議案第9号13番朗読説明 －</p> <p>13番は、譲受人が、譲渡人から、増反により申請農地の所有権を取得する案件です。申請農地は、田1筆604㎡です。譲受人の通作距離は、200m以内、耕作面積は3,667㎡、家族4人中耕作人は2人、対価は10アール当り100万円です。これらのことから、農作業にも常時従事するものと認められ、また、取得後の農地について利用できるものと認められます。さらに、周辺農地との調和についても現地調査を行い、支障を及ぼす恐れは無いものと判断いたしました。従いまして、農地法第3条第2項の不許可要件には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。なお、この案件については、5月27日に担当委員と現地調査を行っています。地図については、5ページに添付しておりますので、ご覧ください。</p>
議 長 藤本委員	<p>事務局から説明がありましたが、現地を調査した委員さんから報告があればお願いします。</p> <p>昨年は別の方が耕作されていましたが、今年はまだ作付をされていませんが、周囲に影響を及ぼすことはないと思います。</p>
議 長	<p>現地の状況は、ただ今報告のあったとおりです。何か発言はありますか。</p>
議 長	<p>（「なし」と呼ぶ者あり。）</p>
議 長	<p>なしとの声がありました。13番について許可とすることに賛成の委員の挙手を求めます。</p> <p>（挙手全員）</p>
議 長	<p>挙手全員ですので、13番については許可とすることに決定しました。</p> <p>次に14番について事務局から説明をお願いします。</p>
中藤局長	<p style="text-align: center;">－ 議案第9号14番朗読説明 －</p> <p>14番は、譲受人が、譲渡人から、贈与により申請農地の所有権を取得する案件です。申請農地は、畑1筆409㎡です。譲受人の通作距離は、104km以内、耕作面積は409㎡、家族4人中耕作人は2人、対価は無償です。この件につきましては、譲受人及び譲渡人の祖父の代に家が近所であったことからそれぞれ持分2分の1の権利を持ち合って管理しておりましたが、それぞれが相続する中で孫の代になり、譲渡人に管理の意志がなく、両者の話し合いで持分移転を行うことになったものです。譲受人は県外で遠方ではありますが、月に1回～2回程度市内の実家に帰り、耕作をされているとのこと。これらのことから、農作業にも常時従事するものと認められ、また、取得後の農地について利用できるものと認められます。さらに、周辺農地との調和についても現地調査を行い、支障を及ぼす恐れは無いものと判断いたしました。従いまして、農地法第3条第2項の不許可要件には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。なお、この案件については、6月6日に担当委員と現地調査を行って</p>

<p>議 長 小野昌道委員 議 長 小野貫治委員 中藤局長 議 長</p>	<p>ます。地図については、6 ページに添付しておりますので、ご覧ください。 事務局から説明がありましたが、現地を調査した委員さんから報告があればお願いします。 現地は綺麗に管理されていて問題ないと思います。 現地の状況は、ただ今報告のあったとおりです。何か発言はありますか。 共有名義ということですが、農業委員会で許可が必要な案件なのでしょうか。 自分の権利を譲るといことなので、許可が必要な案件となります。 他に発言はありますか。 〔なし〕と呼ぶ者あり。〕</p>
<p>議 長 議 長</p>	<p>なしとの声がありました。14番について許可とすることに賛成の委員の挙手を求めます。 〔挙手全員〕 挙手全員ですので、14番については許可とすることに決定しました。 次に15番について事務局から説明をお願いします。</p>
<p>中藤局長</p>	<p style="text-align: center;">－ 議案第9号15番朗読説明 －</p> <p>15番は、譲受人が、譲渡人から、増反により申請農地の所有権を取得する案件です。申請農地は、田4筆3,085㎡です。譲受人の通作距離は、4km以内、耕作面積は12,001㎡、家族2人中耕作人は2人、対価は10アール当り20万円です。これらのことから、農作業にも常時従事するものと認められ、また、取得後の農地について利用できるものと認められます。さらに、周辺農地との調和についても現地調査を行い、支障を及ぼす恐れは無いものと判断いたしました。従いまして、農地法第3条第2項の不許可要件には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。なお、この案件については、6月4日に担当委員と現地調査を行っています。地図については、7ページに添付しておりますので、ご覧ください。</p>
<p>議 長 田平委員 議 長 議 長 議 長</p>	<p>事務局から説明がありましたが、現地を調査した委員さんから報告があればお願いします。 元々、譲受人の方が借りられていた農地で現在も耕作されておりました。 現地の状況は、ただ今報告のあったとおりです。何か発言はありますか。 〔なし〕と呼ぶ者あり。〕 なしとの声がありました。15番について許可とすることに賛成の委員の挙手を求めます。 〔挙手全員〕 挙手全員ですので、15番については許可とすることに決定しました。 次に16番について事務局から説明をお願いします。</p>
<p>中藤局長</p>	<p style="text-align: center;">－ 議案第9号16番朗読説明 －</p> <p>16番は、譲受人が、譲渡人から、空き家バンク利用により申請農地の所有権を取得する案件です。申請農地は、田3筆1,793㎡です。続いて、田1筆223㎡であり、合計4筆で2,016㎡です。譲受人の通作距離は、200m以内、耕作面積は0㎡、営農計画書をいただいております。家族1人中耕作人は1人、対価は10アール当り266万1千円です。この案件につきましては、空き家バンク利用により住宅とともに購入するものであり、申請者の住所は県外としておりますが、購入する空き家は備考に示しております住所であり、通作距離の計算はそこからしております。これらのことから、農作業にも常時従事するものと認められ、また、取得後の農地について利用できるものと認められます。さらに、周辺農地との調和についても現地調査を行い、支</p>

<p>議 長 小物委員 議 長 議 長 議 長</p>	<p>障を及ぼす恐れは無いものと判断いたしました。従いまして、農地法第3条第2項の不許可要件には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。なお、この案件については、6月6日に担当委員と現地調査を行っています。地図については、8ページに添付しておりますので、ご覧ください。</p> <p>事務局から説明がありましたが、現地を調査した委員さんから報告があればお願いします。</p> <p>申請農地は譲渡人の方が体調不良のため、近所の方に耕作してもらっていた農地で綺麗に管理されています。</p> <p>現地の状況は、ただ今報告のあったとおりです。何か発言はありますか。</p> <p>（「なし」と呼ぶ者あり。）</p> <p>なしとの声がありました。16番について許可とすることに賛成の委員の挙手を求めます。</p> <p>（挙手全員）</p> <p>挙手全員ですので、16番については許可とすることに決定しました。</p> <p>次に17番について事務局から説明をお願いします。</p>
<p>中藤局長 議 長 田平委員 議 長 議 長 議 長</p>	<p style="text-align: center;">－ 議案第9号17番朗読説明 －</p> <p>17番は、譲受人が、譲渡人から、増反により申請農地の所有権を取得する案件です。申請農地は、畑2筆715㎡です。譲受人の通作距離は、10m以内、耕作面積は3,977㎡、家族2人中耕作人は2人、対価は10アール当り7千円です。これらのことから、農作業にも常時従事するものと認められ、また、取得後の農地について利用できるものと認められます。さらに、周辺農地との調和についても現地調査を行い、支障を及ぼす恐れは無いものと判断いたしました。従いまして、農地法第3条第2項の不許可要件には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。なお、この案件については、6月4日に担当委員と現地調査を行っています。地図については、9ページに添付しておりますので、ご覧ください。</p> <p>事務局から説明がありましたが、現地を調査した委員さんから報告があればお願いします。</p> <p>現地調査の結果、申請農地は特に問題ないと思います。</p> <p>現地の状況は、ただ今報告のあったとおりです。何か発言はありますか。</p> <p>（「なし」と呼ぶ者あり。）</p> <p>なしとの声がありました。17番について許可とすることに賛成の委員の挙手を求めます。</p> <p>（挙手全員）</p> <p>挙手全員ですので、17番については許可とすることに決定しました。</p> <p>次に18番について事務局から説明をお願いします。</p>
<p>中藤局長</p>	<p style="text-align: center;">－ 議案第9号18番朗読説明 －</p> <p>18番は、譲受人が、譲渡人から、贈与により申請農地の所有権を取得する案件です。申請農地は、畑7筆4,643㎡です。譲受人の通作距離は、20km以内、耕作面積は10,750㎡、家族3人中耕作人は2人、対価は無償です。この件につきましては、譲受人と譲渡人は兄弟であり、兄が管理できないことから妹に贈与するものです。これらのことから、農作業にも常時従事するものと認められ、また、取得後の農地について利用できるものと認められます。さらに、周辺農地との調和についても現地調査を行い、支障を及ぼす恐れは無いものと判断いたしました。従いまして、農地法第3条第2項の不許可要件には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。なお、この案件については、6月4日に担当委員と現地調査を行っています。地図については、10ページに添付しておりますので、ご覧ください。</p>

<p>議 長 山元委員 議 長</p>	<p>事務局から説明がありましたが、現地を調査した委員さんから報告があればお願いします。 今は作付けされていませんでしたが、すぐに耕作できる状態でした。 現地の状況は、ただ今報告のあったとおりです。何か発言はありますか。 (「なし」と呼ぶ者あり。)</p>
<p>議 長</p>	<p>なしとの声がありました。18番について許可とすることに賛成の委員の挙手を求めます。 (挙手全員)</p>
<p>議 長</p>	<p>挙手全員ですので、18番については許可とすることに決定しました。 次に19番について事務局から説明をお願いします。</p>
<p>中藤局長</p>	<p style="text-align: center;">－ 議案第9号19番朗読説明 －</p> <p>19番は、譲受人が、譲渡人から、空き家バンク利用により申請農地の所有権を取得する案件です。申請農地は、畑2筆724㎡です。譲受人の通作距離は、67km以内、耕作面積は0㎡、営農計画書をいただいております。家族1人中耕作人は1人、対価は10アール当り2万円です。この件につきましては、空き家バンク利用により住宅とともに購入するものでありますが、仕事もされており生活の本拠は市外に置き、別荘的に取得した空き家と農地を使用するとのことであり、通作距離はそこからとしております。これらのことから、農作業にも常時従事するものと認められ、また、取得後の農地について利用できるものと認められます。さらに、周辺農地との調和についても現地調査を行い、支障を及ぼす恐れは無いものと判断いたしました。従いまして、農地法第3条第2項の不許可要件には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。なお、この案件については、5月30日に担当委員と現地調査を行っています。地図については、11ページに添付しておりますので、ご覧ください。</p>
<p>議 長 中曾委員 議 長</p>	<p>事務局から説明がありましたが、現地を調査した委員さんから報告があればお願いします。 すぐに耕作できる状態で問題ないと思います。 現地の状況は、ただ今報告のあったとおりです。何か発言はありますか。 (「なし」と呼ぶ者あり。)</p>
<p>議 長</p>	<p>なしとの声がありました。19番について許可とすることに賛成の委員の挙手を求めます。 (挙手全員)</p>
<p>議 長</p>	<p>挙手全員ですので、19番については許可とすることに決定しました。 次に20番について事務局から説明をお願いします。</p>
<p>中藤局長</p>	<p style="text-align: center;">－ 議案第9号20番朗読説明 －</p> <p>20番は、譲受人が、譲渡人から、増反により申請農地の所有権を取得する案件です。申請農地は、田1筆1,205㎡です。譲受人の通作距離は、13km以内、耕作面積は21,888㎡、家族2人中耕作人は2人、対価は10アール当り16万5千円です。これらのことから、農作業にも常時従事するものと認められ、また、取得後の農地について利用できるものと認められます。さらに、周辺農地との調和についても現地調査を行い、支障を及ぼす恐れは無いものと判断いたしました。従いまして、農地法第3条第2項の不許可要件には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。なお、この案件については、5月30日に担当委員と現地調査を行っています。地図については、12ページに添付しておりますので、ご覧ください。</p>
<p>議 長 三村委員</p>	<p>事務局から説明がありましたが、現地を調査した委員さんから報告があればお願いします。 昨年まで耕作されていたようで、管理が行き届いていました。</p>

<p>議 長</p> <p>議 長</p> <p>議 長</p> <p>中藤局長</p> <p>議 長 小見山委員</p> <p>議 長</p> <p>議 長</p> <p>議 長</p>	<p>現地の状況は、ただ今報告のあったとおりです。何か発言はありますか。 （「なし」と呼ぶ者あり。）</p> <p>なしとの声がありました。20番について許可とすることに賛成の委員の挙手を求めます。 （挙手全員）</p> <p>挙手全員ですので、20番については許可とすることに決定しました。 次に、「議案第10号 農地法第4条の規定による許可申請について」を議題といたします。4番について事務局から説明をお願いします。</p> <p style="text-align: center;">－ 議案第10号4番朗読説明 －</p> <p>4番は、転用者が申請農地を農地改良するために一時転用する案件です。申請農地は、田2筆4,323㎡です。この農地の農地区分は2種農地であり、概要としては、農地改良4,323㎡、盛土高は1.5～3.0mです。一時転用の期間は令和6年7月1日から令和8年3月31日までです。この案件につきましては、「高梁市農地改良取扱要綱」で定めている「簡易な農地改良」の基準である①農地改良面積が1,000㎡以下であること。②改良期間が3カ月以下であること。③盛土又は切土が1メートル以下であること。の3条件をいずれも上回っていることから一時転用案件として提出されたものです。農地改良の内容としては2枚の田を1枚にした上で、畑として整備して大豆を栽培する計画となっています。転用者が高齢ですが、実際の耕作は息子が行うと伺っております。費用が安価となっておりますのは、砂の生産を行っている市内業者が砂製造の最終過程で生ずる商品とならない副産物を使用して、自社の重機で造成を行うものであり、費用の内訳としては重機の燃料費と法面に貼る芝等の原材料費のみとなっていることによるものです。許可基準に沿って検討いたしました。信用については、過去に違反転用もなく、問題はありません。転用行為の妨げとなる権利を有する者の同意につきましては、該当ありません。行政庁の免許、許可、認可等の処分見込みにつきましては、法面占有等で道路法24条が関係しますが、建設課に許可見込みであることを確認しております。また、河川保全区域内の造成になるため、河川法第55条が関係しますが、岡山県備中県民局建設部高梁地域管理課へ確認し、許可済であることを確認しております。以上のことから、農地法第4条第6項の不許可要件には該当せず、許可要件の全てを満たしていると考えます。なお、この案件につきましては、転用面積が3,000㎡を超えていますので岡山県農業会議に諮問し、答申を得た上で許可書の交付を行います。この案件については6月6日に担当委員と現地調査を行っています。地図等については、13ページ及び17ページに添付しておりますので、ご覧ください。</p> <p>事務局から説明がありましたが、現地を調査した委員さんから報告があればお願いします。 平成30年の豪雨災害で表土が流され休耕状態となっていました。現地は3枚の農地に分かれていて、それぞれ1.5～3mの段差があります。</p> <p>現地の状況は、ただ今報告のあったとおりです。何か発言はありますか。 （「なし」と呼ぶ者あり。）</p> <p>なしとの声がありました。4番について許可とすることに賛成の委員の挙手を求めます。 （挙手全員）</p> <p>挙手全員ですので、4番については許可とすることに決定しました。 次に5番について事務局から説明をお願いします。</p> <p style="text-align: center;">－ 議案第10号5番朗読説明 －</p>
--	---

<p>中藤局長</p>	<p>5番は、転用者が申請農地をヘリポート及び駐車場するために転用する案件です。申請農地は、田2筆3, 204㎡の内2, 565㎡です。この農地の農地区分は2種農地であり、施設の概要としては、ヘリポート625㎡、駐車場4区画です。なお、現地が事前着工されていますので、反省を促すために始末書の提出をお願いしています。許可基準に沿って検討いたしました。信用については、過去に違反転用もなく、問題はありません。転用行為の妨げとなる権利を有する者の同意につきましては、該当ありません。行政庁の免許、許可、認可等の処分見込みにつきましては、ヘリコプター臨時離着陸場の登録がありますが、登録見込みであることを高梁市消防本部警防課に確認しております。以上のことから、農地法第4条第6項の不許可要件には該当せず、許可要件の全てを満たしていると考えます。なお、この案件については、5月30日に担当委員と現地調査を行っています。地図等については、18ページ及び19ページに添付しておりますので、ご覧ください。</p>
<p>議長 三村委員 議長 西村委員 中藤局長 議長 議長 議長</p>	<p>事務局から説明がありましたが、現地を調査した委員さんから報告があればお願いします。 事前着工されており、現在は表土を取り除き、残土を入れている状態です。地元には必要な施設だと思います。 現地の状況は、ただ今報告のあったとおりです。何か発言はありますか。 一部転用ですが、残りの土地はどのように扱う予定なのですか。 農地のまま利用される予定です。 他に発言はありますか。 （「なし」と呼ぶ者あり。） なしとの声がありました。5番について許可とすることに賛成の委員の挙手を求めます。 （挙手全員） 挙手全員ですので、5番については許可とすることに決定しました。 次に、「議案第11号 農地法第5条の規定による許可申請について」を議題といたします。5番について事務局から説明をお願いします。</p>
<p>中藤局長 議長 渡邊委員 議長</p>	<p style="text-align: center;">－ 議案第11号5番朗読説明 －</p> <p>5番については、転用者が、譲渡人から申請農地の所有権を取得し、太陽光発電施設に転用するものです。申請農地は、田については、1筆261㎡です。畑については、1筆569㎡です。合計2筆で830㎡です。この農地の農地区分は、第2種農地であり転用地の10アール当りの価格は48万2千円です。施設の概要としては、太陽光パネル140枚、発電量は49.50kWです。なお、許可基準に沿って検討いたしました。信用につきましては、過去に違反転用等はありません。転用行為の妨げとなる権利を有する者の同意につきましては、該当ありません。行政庁の免許、許可、認可等の処分の見込みにつきましては、該当ありません。以上のことから、農地法第5条第2項の不許可要件には該当せず、許可要件の全てを満たしていると考えます。なお、この案件につきましては6月4日に担当委員と現地調査を行っています。地図等は、20ページから21ページに添付しておりますので、ご覧ください。 事務局から説明がありましたが、現地を調査した委員さんから報告があればお願いします。 周囲はほとんど太陽光施設が設置されている状態です。申請農地の下流に田がありますが、譲渡人の農地であり、水路に関しても問題ないと思います。 現地の状況は、ただ今報告のあったとおりです。何か発言はありますか。 （「なし」と呼ぶ者あり。）</p>

議 長	なしとの声がありました。5番について許可とすることに賛成の委員の挙手を求めます。 (挙手全員)
議 長	挙手全員ですので、5番については許可とすることに決定しました。 次に6番について事務局から説明をお願いします。
中藤局長	<p style="text-align: center;">－ 議案第11号6番朗読説明 －</p> <p>6番については、転用者が、譲渡人から申請農地の所有権を取得し、太陽光発電施設に転用するものです。申請農地は、田1筆1,906㎡です。この農地の農地区分は、第2種農地であり転用地の10アール当りの価格は20万円です。施設の概要としては、太陽光パネル156枚、発電量は49.50kWです。なお、許可基準に沿って検討いたしましたが、信用につきましては、過去に違反転用等はありません。転用行為の妨げとなる権利を有する者の同意につきましては、該当ありません。行政庁の免許、許可、認可等の処分の見込みにつきましては、該当ありません。以上のことから、農地法第5条第2項の不許可要件には該当せず、許可要件の全てを満たしていると考えます。なお、この案件につきましては6月6日に担当委員と現地調査を行っています。地図等は、22ページから23ページに添付しておりますので、ご覧ください。</p>
議 長 西村委員	事務局から説明がありましたが、現地を調査した委員さんから報告があればお願いします。 現況は畑で、親族の方が耕作されていましたが高齢になったため、作付けはされていません。管理自体はされていて綺麗な状態でした。
議 長	現地の状況は、ただ今報告のあったとおりです。何か発言はありますか。
	(「なし」と呼ぶ者あり。)
議 長	なしとの声がありました。6番について許可とすることに賛成の委員の挙手を求めます。
	(挙手全員)
議 長	挙手全員ですので、6番については許可とすることに決定しました。
	次に7番について事務局から説明をお願いします。
中藤局長	<p style="text-align: center;">－ 議案第11号7番朗読説明 －</p> <p>7番についてご説明させていただきます。転用者が、譲渡人から申請農地の所有権を取得し、道路を設置するために転用するものです。申請農地は、田2筆21.07㎡です。この農地の農地区分は2種農地であり転用地の10アール当りの価格は238万円です。施設の概要としては、道路21.07㎡です。24ページの図面をご覧ください。この案件につきましては、国道からの入り口から鋭角に左に曲がる場所までが狭いため現状の道を拡幅するものです。なお、今回申請農地と同時に整備する土地は農地以外の地目となっていることを申し添えます。また、現地が事前着工されていますので、反省を促すために始末書の提出をお願いします。許可基準に沿って検討いたしましたが、信用につきましては、過去に違反転用等はありません。転用行為の妨げとなる権利を有する者の同意につきましては、該当ありません。行政庁の免許、許可、認可等の処分の見込みにつきましては、該当ありません。以上のことから、農地法第5条第2項の不許可要件には該当せず、許可要件の全てを満たしていると考えます。この案件については、5月30日に担当委員と現地調査を行っています。地図等は、24ページから25ページに添付しておりますので、ご覧ください。</p>
議 長 三村委員	事務局から説明がありましたが、現地を調査した委員さんから報告があればお願いします。 現地は休耕状態です。元々道幅が狭く、大型車両の通行が困難です。

議 長	<p>現地の状況は、ただ今報告のあったとおりです。何か発言はありますか。 （「なし」と呼ぶ者あり。）</p>
議 長	<p>なしとの声がありました。7番について許可とすることに賛成の委員の挙手を求めます。 （挙手全員）</p>
議 長	<p>挙手全員ですので、7番については許可とすることに決定しました。</p>
藤代書記	<p>続きまして、「議案第12号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について」を議題といたします。事務局、1番から7番について説明をお願いします。</p>
	<p>それでは、4ページをご覧ください。農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定についてご説明いたします。公告日は令和6年6月20日、利用権の設定を受ける者は6名、利用権の設定をする者は6名、利用権の設定をする件数は7件、利用権設定面積は17,996㎡となっています。各筆明細について説明いたします。</p>
議 長	<p>— 議案書にもとづいて、1番から7番の個別の農用地利用集積計画の内容を朗読説明 —</p>
渡邊委員	<p>それでは、1番から7番について発言をお願いします。</p>
藤代書記	<p>農地中間管理機構に貸し付けのみを行う案件についてですが、賃借料は誰が払うようになるのでしょうか。農地中間管理機構が直接支払うようになります。</p>
議 長	<p>他に発言はありますか。 （「なし」と呼ぶ者あり。）</p>
議 長	<p>なしとの声がありました。1番から7番について許可とすることに賛成の委員の挙手を求めます。 （挙手全員）</p>
議 長	<p>挙手全員ですので、1番から7番については決定しました。</p>
藤代書記	<p>続きまして、「議案第13号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について」を議題といたします。事務局、1番について説明をお願いします。</p>
	<p>それでは、追加資料をご覧ください。農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定についてご説明いたします。公告日は令和6年6月20日、利用権の設定を受ける者は2名、利用権の設定をする者は2名、利用権の設定をする件数は1件、利用権設定面積は1,597㎡となっています。各筆明細について説明いたします。</p>
議 長	<p>— 議案書にもとづいて、1番の農用地利用集積計画の内容を朗読説明 —</p>
議 長	<p>それでは、1番について発言をお願いします。 （「なし」と呼ぶ者あり。）</p>
議 長	<p>なしとの声がありました。1番について許可とすることに賛成の委員の挙手を求めます。 （挙手全員）</p>
議 長	<p>挙手全員ですので、1番については決定しました。</p>
藤代書記	<p>次に、「報告事項 農地法第18条第6項の規定による通知について」を事務局から説明をお願いします。</p>
議 長	<p>— 議案書にもとづいて、通知の内容を朗読説明 — 説明が終わりましたが、発言をお願いします。 （「なし」と呼ぶ者あり。）</p>

議 長

以上で、本日の議案の審議はすべて終了しました。それでは、以上をもちまして、高梁市農業委員会第3回総会を閉会します。

令和6年6月10日

会 長 土 岐 康 夫

6 番 小 野 貫 治

7 番 小 物 博 子